

## 定山溪観光魅力アップ修景支援事業補助金交付要綱

平成 29 年 7 月 6 日経済観光局長決裁

(最終改正 令和 8 年 5 月 20 日)

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、定山溪観光魅力アップ修景支援事業補助金の交付について、札幌市補助金等交付規則（令和 8 年規則 24 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第 2 条 定山溪観光魅力アップ修景支援事業補助金は、定山溪地区景観まちづくり指針に基づき、定山溪温泉街の宿泊施設、観光施設及び飲食店等の外観について修景を行うものに対し、費用の一部を補助することにより、自然と共生した賑わいのある温泉街を創出することを目的とする。なお、修景とは自然の美しさを損なわないように風景を整備することをいう。

### (用語の定義)

第 3 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 敷地 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 1 条第 1 号に規定する敷地をいう。
- (2) 建築物 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。
- (3) 工作物 札幌市景観条例施行規則（平成 20 年規則第 30 号）第 2 条に規定する工作物をいう。  
ただし、同条第 8 号に規定するその他市長が指定するものとして、建築物の装飾及び屋外照明を含むものとし、詳細については適宜審査のうえ決定する。
- (4) 広告物 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物をいう。
- (5) 建築主 建築基準法第 2 条第 16 号に規定する建築主をいう。
- (6) 年度 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 208 条第 1 項に規定する会計年度をいう。

### (補助事業)

第 4 条 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

#### (1) 対象区域

定山溪地区景観まちづくり指針で定める景観誘導区域内にあること（別図 1 参照）。

#### (2) 対象となる敷地・建築物・工作物

ア 下記のいずれかの用途に該当する敷地・建築物・工作物であること。

- (ア) 宿泊業（ホテル、旅館 等）
- (イ) 飲食サービス業（カフェ、レストラン、軽食、バー 等）
- (ウ) 小売業（土産店、雑貨店 等）
- (エ) 観光関連サービス業（観光案内、アクティビティ、ギャラリー 等）
- (オ) 通信サービス業

イ 建築基準法、都市計画法、屋外広告物法、景観法及びその他関係法令に適合している敷地・建築物・工作物であること。

ウ 建築基準法に基づき、修景を行っても安全性が確保される敷地・建築物・工作物であること。

申請者は、市長が必要と認める場合は、その確認書類を提出するものとする。

エ 国、地方公共団体その他の公共的団体又はこれらに準ずるものが所有する敷地・建築物・工作物でないこと。

(3) 対象となる修景

ア 別表 2 に定める補助対象事業のいずれかを行うもの又は複数を組み合わせて行うものであること。

イ 修景の内容が、定山溪地区景観まちづくり指針に適合するものであること。

ウ この要綱の別表 2 に定める補助対象事業について、同一年度内に同一の補助を受けた敷地・建築物・工作物ではないこと。なお、補助対象となった箇所は、国税庁が定める耐用年数の期間内において、重複した内容による補助事業を実施することはできない。

(補助対象者)

第 5 条 補助の対象となる者は、前条の補助事業を行おうとする者であつて、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 国、地方公共団体その他公共的団体又はこれらに準ずるものを除く法人又は 20 歳以上の個人
- (2) 補助事業を行う敷地及び建築物の所有者又は建築主又は権原に基づく占有者
- (3) 市税（法人市民税、固定資産税及び都市計画税）を滞納していない者
- (4) 札幌市暴力団の排除推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者に該当しない者
- (5) 補助事業を完了した日から 5 年間継続的に維持管理が可能であると認められる者
- (6) 対象となる敷地及び建築物を所有していない場合、又は複数の所有者が存在する場合は、所有者全員の承諾が得られる者

(補助対象経費)

第 6 条 補助の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第 4 条第 3 号に規定する補助事業に要する経費
- (2) 当該補助事業を行うにあたり、付帯的であつ必要と判断できるものの撤去に要する経費
- (3) 上記に係る設計委託料

(交付額)

第 7 条 補助金の交付額は、予算の範囲内で、前条に定める経費に別表 2 に定める対象項目ごとの補助率を乗じた額以下とする。また、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

2 交付下限額は 300 千円とする。

3 市長は、申請者多数のため総申請額が予算額を上まわった場合、第 1 項の規定による補助率又は別表 2 で定める交付上限額を引き下げることができる。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が指定する期間内で、かつ補助事業に着手しようとする前に、補助金交付申請書(様式1)に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に交付申請しなければならない。なお、複数の補助事業を組み合わせて実施する場合、事業ごとに事業計画書を提出することとし、対象経費についてそれぞれ明示すること。

- (1) 事業計画書(様式2)
- (2) 収支予算書(様式3)
- (3) 誓約書兼同意書(様式4)
- (4) 工事見積書
- (5) 位置図
- (6) 事業に係る設計書(敷地平面図及び建物配置図、修景場所の位置図、緑化面積求積図等)
- (7) 現況写真
- (8) 納税証明書(最新のもの)
- (9) 商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書
- (10) 不動産(土地、建築物)の所有又は賃借等を証する書類
- (11) 対象となる敷地・建築物・工作物が建築基準法、都市計画法、屋外広告物法、景観法及びその他関係法令に適合していることを証する書類
- (12) 申請者と敷地・建築物の所有者等が異なる場合にあっては、敷地・建築物所有者等の承諾書又は承諾を確認することのできる書類
- (13) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、当該決定の結果を補助金交付決定通知書(様式5)又は補助金不交付決定通知書(様式6)により申請者に通知するものとする。また、申請者多数のため総申請額が予算額を上まわった場合等、採択にあたり、必要に応じて審査委員会を設置し、交付の可否を決定することができる。

- 2 市長は、交付決定の審査にあたり、必要に応じて現地調査等を実施し、有識者の助言を得ることができる。
- 3 市長は、交付決定にあたり、必要な条件を付すことができる。
- 4 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等を交付しない旨の決定をしなければならない。
  - (1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団
  - (2) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
  - (3) 暴排条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者
  - (4) 法人その他の団体にあつてはその代表者、役員、使用人その他の従業員若しくは構成員に、個人にあつてはその使用人に、前3号のいずれかに該当する者がある者
  - (5) 札幌市税を滞納している者

- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く）、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況である者
- (7) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 472 条の規定により休眠会社として解散したものとみなされている者
- (8) その他交付目的に照らして補助金等の交付を受けることが不相当であると市長が認める者

（申請の取下げ）

第 10 条 申請者は、前条第 1 項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から起算して 7 日を経過する日までに、文書により当該交付申請の取下げをすることができる。

（事業内容の変更又は中止）

第 11 条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、第 9 条第 1 項の規定による補助金の交付決定を受けた後に、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに変更等承認申請書（様式 7）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更等承認申請を受けたときは、当該申請の内容を審査し、当該事業の内容変更等について適当と認めるときは、変更等承認通知書（様式 8）により補助金交付決定者に通知するものとする。ただし、変更を承認した場合の補助金の交付額は、第 9 条第 1 項の規定により通知した交付決定額を上限とする。
- 3 第 9 条第 3 項の規定は、前項に規定する承認の場合について準用する。
- 4 市長は第 1 項の規定による補助事業の中止、若しくは廃止の申請を受けたときは、速やかにこれを承認し、第 9 条第 1 項の規定による補助金交付決定通知を取り消し、変更等承認通知書（様式 8）により補助金交付決定者に通知するものとする。
- 5 補助金交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。

（補助事業の実施）

第 12 条 補助金交付決定者は、法令等の規定、交付決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

- 2 補助金交付決定者は、補助金を他の用途へ使用してはならない。

（実績報告）

第 13 条 補助金交付決定者は、第 9 条第 1 項の規定による補助金交付決定を受けた後、速やかに当該通知に係る補助事業に着手し、当該事業が完了した日から起算して 30 日を経過する日又は当該通知を受けた年度の 2 月末日までのいずれか早い日までに、実績報告書（様式 9）に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式 10）

- (2) 工事費請求書（写）及び請求内訳書（写）
- (3) 補助事業に係る領収書（写）又は支出を証する書類（写）
- (4) 完了写真
- (5) 銀行口座振込同意書（様式 12）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第 14 条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、第 9 条第 1 項の規定による交付決定の内容と照合審査を実施することとし、交付決定内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式 11）により補助金交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、交付額の確定にあたり、必要に応じて有識者の助言を得ることができる。

（是正のための措置）

第 15 条 市長は第 13 条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該事業について、これに適合させるための措置を取るべきことを補助金交付決定者に求めることができる。

2 第 13 条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

（補助金の請求及び交付）

第 16 条 市長は、第 14 条第 1 項の規定により確定した額を、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助事業の状況報告等）

第 17 条 補助金交付決定者は、補助事業完了の日から 5 年間は、補助事業により修景整備を行った施設等の維持管理状況等について市長から報告を求められたときは、速やかに補助事業状況報告書により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告の内容の審査を行うほか、必要に応じて現地調査を行い、補助事業の成果が第 14 条第 1 項の規定による交付確定の内容に適合するものであるかどうかを調査することができる。

3 市長は、前項の規定による調査を行った結果、第 14 条第 1 項の規定による交付確定の内容に適合しないと認めるときは、適合させるための措置を取るべきことを補助金交付決定者に求めることができる。

（交付決定の取消し等）

第 18 条 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定や交付を受けたとき
- (2) この要綱、交付決定又は交付確定の内容に違反したとき
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき

- (4) 補助を受け整備した箇所について、故意に破壊又は整備目的とは別の用途に転用したとき
  - (5) 前各号のほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき
- 2 市長は、前項の規定による場合のほか、天災地変その他交付決定の後に生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他補助事業を遂行することができない事情が生じた場合においては、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 市長は、第1項又は前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を請求するものとする。
- 4 市長は、第14条第1項の規定による通知をした場合において、既に当該通知に係る額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を請求するものとする。

(加算金及び遅延損害金)

- 第19条 補助金交付決定者は、前条第1項の規定による取消しに関し、同条第3項の規定による返還の請求を受けた場合は、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。
- 2 補助金交付決定者は、前条第3項又は第4項の規定による返還の請求を受け、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を市に納付しなければならない。

(理由の提示)

- 第20条 市長は、交付決定の取消し又は各種指示をするときは、当該補助金交付決定者に対し、その理由を示さなければならない。

(財産処分の制限)

- 第21条 補助金交付決定者は、原則として、当該補助事業を完了し、又は廃止した日の属する年度の翌年度の4月1日から5年を経過するまで、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、解体し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の全部又は一部を返還したとき又は特別な理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(書類の整備等)

- 第22条 補助金交付決定者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備するとともに、当該補助事業を完了し、又は廃止した日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間保存しなければならない。

(電磁的記録等)

- 第23条 提出、保存その他これらに類するもののうち、この要綱において書面により行うこととされているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。
- 2 通知その他これに類するもののうち、この要綱において書面により行うこととされているものに

については、当該相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法により行うことができる。

(委任)

第 24 条 この要綱に定めがない事項は、観光地域づくり担当部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 29 年 7 月 6 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 6 日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年 6 月 7 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 6 月 16 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 11 日から施行する。

附則

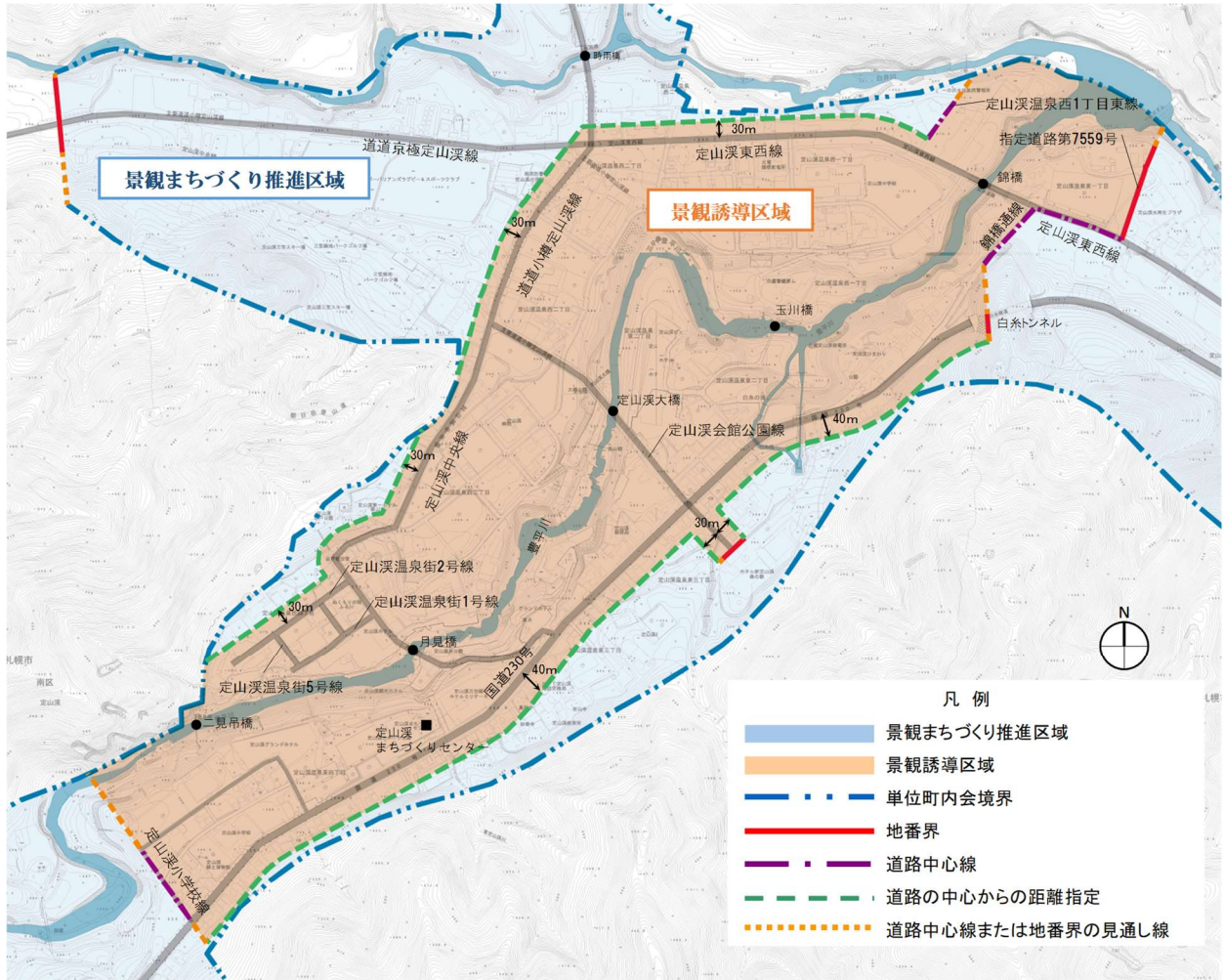
この要綱は、令和 7 年 5 月 19 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 8 年 5 月 25 日から施行する。

別図1 (第4条関係)

対象区域は、下図の景観誘導区域とする。



### 区域内の主な道路

国道 230 号	道道小樽定山溪線 (道道 00-0001)
定山溪中央線 (市道 60-0042)	定山溪東西線 (市道 60-0973)
定山溪会館公園線 (市道 60-0045)	定山溪温泉西 1 丁目東線 (市道 60-0190)
定山溪温泉街 1 号線 (市道 60-0052)	定山溪東西線 (市道 60-0973)
定山溪温泉街 2 号線 (市道 60-0053)	錦橋通線 (市道 60-0142)
定山溪温泉街 5 号線 (市道 60-0840)	定山溪小学校線 (市道 60-0055)

別表2（第4条・7条関係）

補助対象事業	補助要件	補助率	補助上限額	関係する指針の項目
1 緑化修景事業	(1) 道路に接している敷地部分、駐車場のいずれかにおいて、新たに植栽を行う際の費用を補助	1 / 2	8,000 千円	5-(1)-イ-① 5-(1)-イ-③ 5-(1)-イ-④ 5-(3)-イ-②
	(2) (1)のうち定山溪の在来種を緑化面積の2/3以上用いて植栽を行う場合	1 / 2	10,000 千円	5-(1)-イ-②
	(3) 眺望点から望める溪谷沿いにある敷地部分において新たに植栽を行う場合の費用を補助（別図2参照）	2 / 3	8,000 千円	5-(1)-イ-① 5-(1)-イ-③ 5-(1)-イ-④ 5-(3)-イ-②
	(4) (3)のうち定山溪の在来種を緑化面積の2/3以上用いて植栽を行う場合	2 / 3	10,000 千円	5-(1)-イ-②
2 滞留空間設置事業	(1) 建築物の1階部分に低層部ににぎわいの連続性を意識した下記のいずれかの整備を行う場合に要する費用を補助 ・歩行者を引き込むような滞留空間を新たに設ける場合 ・ガラス面を多く設け、室内の様子がうかがえるよう工夫するなど、開放的なデザインに改修する場合	1 / 2	10,000 千円	5-(2)-イ-④
	(2) (1)のうち指定路線に接する場所に整備を行う場合（別図2参照）	2 / 3	10,000 千円	
3 外構修景事業	(1) 建築物の外構に、自然素材を利用した板塀、竹垣等を設置する場合に要する費用を補助	1 / 2	1,000 千円	5-(2)-イ-⑤
	(2) 駐車場に、素材や色彩に配慮した塀・柵を設置する場合（既設の塀・柵の塗装や改修を含む）	1 / 2	1,000 千円	5-(3)-イ-① 5-(3)-イ-③
	(3) (1)及び(2)のうち指定路線に接する場所に設置する場合（別図2参照）	2 / 3	1,000 千円	5-(2)-イ-⑤ 5-(3)-イ-① 5-(3)-イ-③
4 建築設備等修景事業	申請者が管理する物件について、屋外に露出し景観を阻害する給排水設備、空調設備、電気設備、広告物等の除去、隠ぺい、移設又は改善に係る費用を補助	1 / 2	8,000 千円	5-(2)-イ-⑦ 5-(2)-イ-⑧ 5-(2)-イ-⑨
5 外観修繕事業	温泉街としてふさわしい街並みが保たれるよう、建築物や工作物の外観の修繕（外壁の塗替、破損個所の修繕等）に要する費用を補助	1 / 2	7,000 千円	5-(2)-イ-⑩

6	景観演出事業	歩行空間を魅力的に演出するための建築物の装飾、屋外照明、広告物等の設置に要する費用を補助	1 / 2	1,000 千円	5-(2)-イ-⑥ 5-(4)-イ-① 5-(5)-イ-③ 5-(5)-イ-④ 5-(5)-イ-⑧
---	--------	--	-------	----------	---

別図2

景観誘導区域のうち、特に重要となる路線及び定山溪の特徴である溪谷を中心とした美しい景観を一望できる場所について、以下のとおり「指定路線」及び「眺望点」として定め、魅力的な景観形成を推進する。

